

(I) 課税総所得金額を有する場合

① 課税総所得金額－人的控除差調整額 ≥ 0 のとき

課税総所得金額－人的控除差調整額	割合	特例割合
0 ～ 1,950,000	5.105%	5.105 / 84.895
1,950,001 ～ 3,300,000	10.21%	10.21 / 79.79
3,300,001 ～ 6,950,000	20.42%	20.42 / 69.58
6,950,001 ～ 9,000,000	23.483%	23.483 / 66.517
9,000,001 ～ 18,000,000	33.693%	33.693 / 56.307
18,000,001 ～ 40,000,000	40.84%	
40,000,001 ～	45.945%	

② 課税総所得金額－人的控除差調整額 < 0 のとき

・課税山林所得及び課税退職所得を有しない … 0%

・課税山林所得及び課税退職所得を有する

a) 課税山林所得金額の1/5について上記表の対応する割合

b) 課税退職所得金額について上記表の対応する割合

※ 両方に該当する場合はいずれか高い割合

(II) 課税総所得金額を有しない場合

① 課税山林所得及び課税退職所得を有するとき

a) 課税山林所得金額の1/5について左記表の対応する割合

b) 課税退職所得金額について左記表の対応する割合

※ 両方に該当する場合はいずれか高い割合

② 課税山林所得及び課税退職所得を有しないとき … 0%

(III) 前記(I)②、(II)で、課税分離所得を有するとき

a) 課税山林所得金額の1/5について左記表の対応する割合

b) 課税退職所得金額について左記表の対応する割合

c) 土地の譲渡等に係る事業所得等を有する …… 40.84%

d) 分離短期譲渡所得を有する …… 30.63%

e) 分離長期譲渡所得、分離配当、株式譲渡、先物取引所得を有する …… 15.315%

※ 2つ以上に該当する場合はいずれか最も高い割合